

**広島市中小企業勤労者共済事業（ドゥプレ）運営業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和7年7月29日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市中小企業勤労者共済事業（ドゥプレ）運営業務

(2) 事業目的

広島市内の中小企業等の勤労者の福利厚生を充実することで、人材の確保や雇用の安定に寄与し、企業活力の維持、向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「広島市中小企業勤労者共済事業（ドゥプレ）運営業務基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）」のとおり。

(4) 委託期間（予定）

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※ 本業務の実施前の準備業務（令和7年10月1日（予定）から令和8年3月31日まで）を含む。（基本仕様書「9 その他(1)」を参照）

(5) 委託契約金額

委託契約金額の上限額は5,990,000円（消費税及び地方消費税相当額込み。）とする。

(6) 契約担当課

広島市経済観光局雇用推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）

電話：(082) 504 - 2244

FAX：(082) 504 - 2259

E-mail：koyou@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

また、公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市中小企業勤労者共済事業（ドゥプレ）運営業務公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市内に本店又は支店、営業所若しくは主たる事務所を有する者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

- (6) 暴力団又は暴力団員、広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者若しくは暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者が経営・運営に関係している団体でないこと。

4 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等は広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 7 年度 プロポーザル・コンペ案件」→「【公募型プロポーザル】広島市中小企業勤労者共済事業（ドゥブレ）運營業務」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和 7 年 8 月 21 日（木）まで（ただし、閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）。時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 交付場所

上記 1 (6) の契約担当課

5 基本仕様書等の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和 7 年 8 月 12 日（火）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書（様式第 1 号）に記入の上、電子メール又は FAX で提出すること。また、送信後、受信確認のため、必ず電話連絡もあわせて行うこと。

ウ 提出先及び電話連絡先

上記 1 (6) の契約担当課

(2) 質問に対する回答

上記(1)の質問に対する回答は、電子メール又は FAX により質問者に直接回答する。また、上記 1 (6) の契約担当課において、令和 7 年 8 月 21 日（木）までの閉庁日を除く毎日（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）、閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 参加申込受付

(1) 提出書類

次の書類を 1 部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第 2 号）

イ 上記 3 に該当していることが確認できる書類

(ア) 法人の定款及び法人の登記事項証明書

(イ) 広島市税の納税証明書（提出日から起算して 3 か月以内のもの）

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 のいずれかで、提出日から起算して 3 か月以内のもの）

(2) 提出期間

公示日から令和7年8月12日（火）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

上記1(6)の契約担当課

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

公示日から令和7年8月21日（木）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

イ 上記アの提出とともに、電子メールでデータを送付すること。

(3) 提出先

上記1(6)の契約担当課

(4) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名等の応募者を特定し得る情報は正本にのみ記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、契約担当課において該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書等の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書等を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。また、企画提案書等の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(5) 審査を行わない提案

次のいずれかに該当する提案については、8(1)の審査は行わない。

ア 本説明書に示した応募資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和7年8月21日（木）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に上記3(3)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他応募資格を満たさなくなった場合

ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

8 受託候補者の特定

(1) 審査

企画提案書等の審査は、広島市中小企業勤労者共済事業（ドゥブレ）運営業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

「受託候補者特定基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対する審査を終了した後、全ての応募者に書面にて通知する。

9 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書等の内容については、すべての契約書に内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (4) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日を令和8年4月1日とする。